

映像制作会社の皆様へ

ロケ支援利用にあたっての遵守事項

足利市映像のまち推進課では撮影支援の提供をスムーズに行えるよう、ご利用いただく制作者の方々に以下の事項をお願いしております。

なお、足利市映像のまち推進課及び各施設管理者、その協力者はロケ撮影に起因して損害が生じた場合、その責は負いかねますのであらかじめご了承ください。

「遵守事項」

1. 制作者・代表者の氏名・連絡先を明確にしてください。（別紙撮影支援申請書）
2. 撮影等において、施設・物品等を破損した場合は、迅速に対処されるようお願いいたします。また、事故・地域住民とのトラブル等が発生しないよう十分注意してください。万が一発生した場合は制作者の責任において損害賠償するなど対応を講じるとともに、速やかに当課まで連絡してください。
3. 撮影等において、騒音や夜間照明等により現場周辺住民生活への支障が想定される場合は、理解・協力が得られるよう、事前に地域住民への説明をお願いします。
4. 撮影等の中止及び予定日時の変更については、事前かつ速やかに当課へ連絡をお願いします。また、施設管理者等にも報告してください。
5. 撮影等を終了した時点で、施設・場所の原状回復や清掃をお願いします。
6. 撮影等によって発生する諸費用については、制作者側で負担してください。
7. 施設等の管理者、撮影協力者から許可・同意が得られない場合もありますので予めご了承ください。
8. 作品公開の際は、足利市内での上映実現にご協力くださいますようお願いいたします。

※記載事項に反する行為があった場合は、以後撮影支援はいたしかねます。

足利市 映像のまち推進課

TEL : 0284-20-2260

FAX : 0284-21-1946

MAIL : eizo_satsuei@city.ashikaga.lg.jp